

第13回 無効と取消／条件と期限

2005/05/27

松岡 久和

※無効・取消しは、両者を対比して、ざっと知識を整理します。

※条件・期限は、教科書を読めばわかる程度の内容なので、場合によっては、省略することがあります。

【無効】（E135-141頁、佐209-213頁）

1 さまざまな無効

- ・ 条文に現れた無効と条文に現れない無効 **例** 意思無能力
- ・ 帰属無効－無権代理や他人物処分の場合、契約が本人に効果不帰属。
無権代理人や売主に対しては一定の効力がある（117条2項、560～562条）。
- ・ 全部無効と一部無効：残部だけで法律行為全体の意味が維持できるか・違反した規定の規制目的が貫徹できるかにより、当該部分だけを無効とするか全体を無効とするかを個別的に判断。
 - (ア) 条項の一部無効 **例** 利息制限法1条違反
 - (イ) 条項全部の無効 **例** 消費者契約法8条1項1号違反－免責条項のみ無効
 - (ウ) 契約全部の無効 **例** 貸金業規制法42条の2違反
- ・ 一部無効では、無効部分は法規定等により補充される。

2 無効を主張できる者

- ・ 絶対無効：誰からでも可能（ただし法律上の利害関係は必要。E139頁コラム74）。
- ・ 相対無効：錯誤無効のように保護の対象となった者のみが主張可能。

3 無効主張と時間的制限

- ・ 無効主張自体には時間的な制限がない。
- ・ 誤ってなされた給付の返還を求める不当利得返還請求権は消滅時効にかかる。

4 無効の効果

- ・ 未履行の場合－履行拒絶の抗弁権。契約責任（415条）は不発生。
既履行の場合－**原則** 不当利得関係（703・704条）。**例外** 不法原因給付（708条）。
- ・ 第三者との関係では無効の主張が制限される場合がある。 **例** 94条2項

5 無効行為の追認

- ・ 内容上問題のある絶対無効の法律行為は、追認しても無効（119条本文）。
- ・ 相対無効の場合には、無効主張がなければ有効扱い。
- ・ 帰属無効の場合には、追認すれば遡及的に有効（116条と同様の処理）。
判例 百38＝判87、表見的代諾養子縁組（797条参照）→追認可能（806条の3参照）

6 無効行為の転換

- ・ 無効な行為が別の行為として一定の効力が認められること。
 - 例** ①方式違背の秘密証書遺言 → 自筆証書遺言（971条）
 - ②愛人との間の子を妻との嫡出子として届出 → 認知としての効力
- 否定例** いわゆる藁の上からの養子 → 養子縁組としての効力もなし

【取消し】(E142-147頁、佐213-219頁)

1 さまざまな取消し

・121条以下が適用されるのは、制限行為能力・詐欺・強迫を理由とする場合のほか、消費者契約法上の誤認・困惑行為、特定商取引法上の不実告知や重要事項不告知など。

2 取消権者(120条)

3 取消権行使方法

・特別の規定(例) 743条以下、803条以下、婚姻や養子縁組の場合、訴訟による)がなければ、決まった形式はない。

※証拠の残る内容証明郵便等によるのが適切。

4 取消権の時間的制限

・追認可能時から5年だが、行為時から20年が上限(126条)

特別規定：6か月／5年(消費者契約法7条、特定商取引法9条の2第4項)

☆判例の二段階構成とそれに対する批判

5 取消しの効果

・遡及的無効(121条)。

・未履行の契約 → 履行請求権消滅の抗弁

既履行の契約 → 不当利得返還債務が発生(703・704条)

※制限能力者の返還義務は悪意でも現存利益に制限される(121条但書)。

・詐欺取消しの効果は善意の第三者との関係では制限される(96条3項)。

・転売された不動産の取戻しについては、取消し後は対抗問題構成が判例。学説では94条2項類推適用論が通説だが、対抗問題構成も有力。

6 取り消すことができる行為の追認

・追認=取消権放棄。取り消せることを知って行うことが必要(124条)。

・追認権者 ①能力回復後の制限能力者、②法定代理人、保佐人、補助人、③騙されたことを知った後の詐欺被害者、④強迫がやんだ後の強迫被害者

7 法定追認(125条)

・取消し可能であることを知っている必要はないが、追認できる状態にあることは必要。

・法定追認事由 ①全部又は一部の履行、②履行の請求、③更改、④担保提供、⑤取り消すことができる行為によって得た権利の全部又は一部の譲渡、⑥強制執行

【補論：失踪宣告の取消し】(E51-52頁、佐26-32頁)

Case24 Xについて失踪宣告がなされ、妻Aは、相続したX所有の不動産をY₁に売却し、その後、Y₂と再婚した。ところが、数年後にXが生きていることが判明した。Xは、Y₁やY₂に対して、いかなる場合に、いかなる請求ができるか。

・要件：32条1項

・効果：原則—遡及的無効(32条1項本文)

例外—①善意で行った行為は有効(32条1項但書)

☆誰の善意が必要か(判10：双方善意必要説) ←→有力説

- ☆再婚の場合どうなるか。前婚復活の可否。復活しても離婚事由となる。
②善意利得者の返還義務は現存利益に制限（32条2項）－注意規定？

【条件】（E152-154頁、佐289-298頁）

Case25 次の契約の効力はどうなるか。

- ①Wカップ・アジア予選で日本が北朝鮮に勝てれば一杯おごるという約束
- ②裏口入学に成功すれば奨学金を与えるという約束
- ③今年リーグ戦で150敗すれば田淵を監督にするという阪神球団と田淵の合意
- ④今年リーグ戦で150敗すれば長期契約を白紙に戻すとの楽天球団と田尾の合意
- ⑤気が向いたらゼミの単位をあげようという私とゼミ生との約束

1 2種類の条件

条件：法律行為の効力の発生消滅を将来の実現が不確定な事実にかからせる**附款**

①**停止条件**（127条1項）：条件成就すると効力が発生するもの。

例 阪神が優勝すれば利率を7.7%にするという尼崎信用金庫の定期預金契約

②**解除条件**（127条2項）：条件成就によって発生していた効力が消滅するもの。

例 1年以内に指定業者との建築請負契約が不成立なら土地売買契約が失効する特約
・効果に**遡及効**を与えるかどうかは当事者次第（127条3項）。

2 条件に親しまない行為

①身分行為 ←不安定な効果は社会的に望ましくない。

②形成権（単独行為） ←相手方の地位が不安定になる。

※もっとも一定期間内の支払いがないことを停止条件として契約を解除するという意思表示の効力は、相手方の行動次第だから、相手方を不安定にせず有効。

・条件を付けた場合、無条件となるのではなく、条件を付した法律行為が無効となる。

3 無効な条件

①成就している既成条件（131条1項）

(ア)停止条件の場合 → 条件は無効で無条件の法律行為となる

解除条件の場合 → 法律行為自体が原始的不能で無効

成就していない既成条件（131条2項）

(イ)停止条件の場合 → 法律行為全体が原始的不能で無効

解除条件の場合 → 条件は無効で無条件の法律行為となる

②不法条件（132条） → 法律行為全体が無効。

③不能条件 (ア)不能の停止条件（133条1項） → 原始的不能で法律行為全体が無効。

(イ)不能の解除条件（133条2項） → 条件は無効で法律行為は完全有効。

④純粹随意条件（134条） → 法律行為全体が無効 ←真摯な約束ではない。

4 条件付権利者の期待権の保護

・期待権侵害の禁止（128条）→侵害行為の結果、条件付の損害賠償請求権が発生

・条件付権利の処分・相続等も可能（129条）

例 許可前の農地買主の地位。仮登記上の付記登記による（百19＝判56参照）。

- ・ **故意の条件成就妨害**→条件成就の擬制（130条）。

判例 判95：不動産売買の専任仲介を依頼しておきながら、自分で契約の相手方を見つけて契約した者は、仲介業者に仲介手数料を支払わなければならない。

判96：相手方が和解条項の違反を誘導した場合には、130条の類推適用により、和解条項違反という条件を成就していないものと看做せる（かつら戦争事件）。

【期限】（E154-156頁、佐304-308頁）

1 2種類×2セットの期限

期限：法律行為の効力の発生や消滅を将来の実現が確実な事実にかからせる**附款**

1-1 確定期限と不確定期限

① **確定期限**：確定した日付や期間の経過を定めた場合 **例** 1ヶ月後に返済

② **不確定期限**：実現する日が確定していない場合 **例** 父が死んだらこれをあげる

1-2 始期と終期（135条）

① **始期** (ア) 履行期限 債権は発生しているがそのときまで履行請求できないもの
例 分割払の月賦

(イ) 停止期限 契約や契約上の権利そのものが期限まで発生しないもの
例 契約成立時期を特約した場合の契約上の権利、将来の賃料債権？

② **終期** 法律行為（自体やそれから発生する権利）の効力が消滅する時期の定め

例 お申込みは明日夜6時まで受け付けますというTVショッピング

2 出世払い債務の解釈

- ・ 通常は不確定期限であり、出世すること若くは出世しないことが確定すれば期限が到来すると解されるが（判94）、条件と見る余地もある。

3 期限の利益

- ・ 期限まで待つてもらえることについて当事者の受ける利益。通常は債務者の利益のために期限が定められたと推定される（136条1項）。
- ・ 期限の利益は放棄できるが、相手方の利益を害しえない（136条2項）。

例 借主は前倒して債務を弁済できるが、相手方が同意しない限り、その間の利息を支払わなければならない。

※利用もしていないのに利息全額を支払わなければならないのか、厳密に考えると疑問。住宅ローンの繰り上げ返済は、貸主の承諾がある場合だけ可能？

- ・ **期限の利益の喪失**（137条）

① 債務者の破産、② 債務者の担保毀滅・減少行為、③ 担保提供義務の不履行

- ・ **期限の利益喪失約款**—期限の利益喪失事由を拡大する特約

例 ① 支払停止、倒産手続の申立て、② 手形交換所の取引停止処分（不渡り2回）

③ 預金債権への差押え・仮差押え等の命令の発送、④ 責めに帰すべき行方不明

⑤ 債務の（一部の）履行遅滞、⑥ その他取引約定違反（クロスデフォルト条項などを含む）